

令和4年度

音更町交通安全運動推進委員会議案

日 時 令和4年4月19日（火）
午前10時30分

場 所 音更町役場 3階 特別会議室

音 更 町

会 議 次 第

1 開 会

2 町 長 あ い さ つ

3 委員長及び副委員長の選出について

4 委員長及び副委員長あいさつ

5 議 事

(1) 報告第1号 令和3年交通規制実施内容について

(2) 報告第2号 令和4年交通規制要望事項について

(3) 報告第3号 令和4年度音更町交通安全対策事業予算について

(4) 議案第1号 令和4年音更町交通安全運動推進方針について

6 閉 会

委員長及び副委員長の選出について

委員長

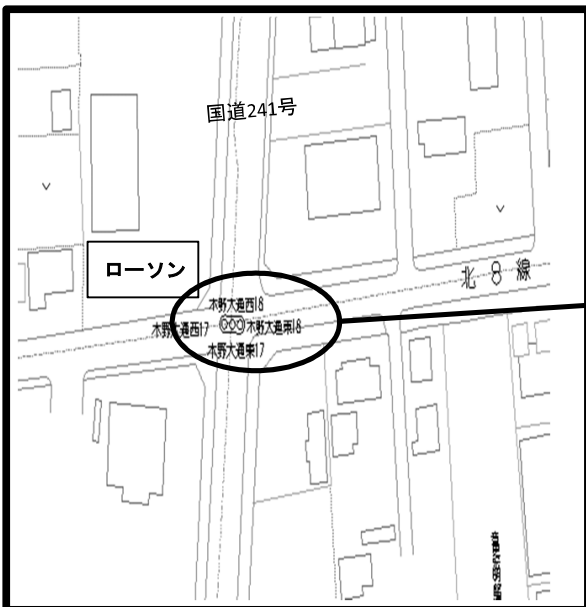
副委員長

区分・種類		箇所	設置箇所	設置年月
信号機	定周期式	1	南鈴蘭北6丁目10番地先（公園通と道道帯広新得線【鈴蘭新道】の交差点）【セイコーマートすずらん台店交差点】	R3.1
	押しボタン式	0		
	一灯式	0		
横断歩道		1	南鈴蘭北6丁目10番地先（公園通と道道帯広新得線【鈴蘭新道】の交差点）【セイコーマートすずらん台店交差点】	R3.1
速度規制		0		
駐車禁止		0		
はみ出し禁止		0		
追越禁止		0		
一時停止		0		

なお、令和4年の実施内容となりますが、歩行者用信号機が令和4年1月下旬に供用開始しています。

設置箇所

音更町木野大通西17丁目1番地先（国道241号と町道北8線との交差点）



番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年
1	信号機 (定周期式)	音更町北鈴蘭北5丁目6番地先	木野北通【町道北6線】と道道上土幌土幌音更線の交差点			継続	H14 12月
2	信号機 (定周期式)	音更町東通12丁目4番地先	音更東大通【東2線】と花園通【町道3号】の交差点			継続	H5 11月
3	信号機 (定周期式)	音更町字下音更北8線西26番地先	国道241号帯広北バイパスと町道下音更北8線の交差点			継続	H7 11月
4	信号機 (定周期式)	音更町新通2丁目2番地先	国道241号と音更北大通【町道音更5号】の交差点			継続	H5 11月
5	信号機 (定周期式)	音更町雄飛が丘南区1番地先	千畳通と桜が丘通【町道4号】の交差点			継続	H5 11月
6	信号機 (定周期式)	音更町木野西通9丁目6番地先	町道基線と北4線【鈴蘭通】の交差点			継続	H15 12月
7	信号機 (定周期式)	音更町緑陽台仲区28番地先	町道基線と町道北8線の交差点			継続	H8 11月
8	信号機 (定周期式)	音更町南鈴蘭北3丁目13番地先	町道南鈴蘭北4線と公園通の交差点			継続	H10 12月
9	信号機 (定周期式)	音更町共栄台西12丁目7番地先	共栄幹線と町道832号の交差点			継続	H15 12月
10	信号機 (定周期式)	音更町雄飛が丘南区3番地先	雄飛が丘通【町道3号道路】と千畳通の交差点			継続	H14 3月
11	信号機 (定周期式)	音更町大通18丁目3番地先	町道基線通と町道1号の交差点			継続	H17 12月
12	信号機 (定周期式)	音更町木野大通東13丁目4番地先	町道木野北通と町道木野東大通の交差点			継続	H17 12月
13	信号機 (定周期式)	音更町南鈴蘭北3丁目12番地先	町道北4線と町道公園通の交差点			継続	H17 12月
14	信号機 (定周期式)	音更町緑陽台南区21番地先	緑陽通と西1号の交差点(歩行者用信号機の増設 2方向⇒4方向)			継続	H18 5月
15	信号機 (定周期式)	音更町木野大通東17丁目5番地先	東3号(町道1-200)と町道992号の交差点			継続	H20 1月
16	信号機 (定周期式)	音更町十勝川温泉南13丁目1番地先	道道帯広浦幌線(73号)と東15号(町道295号)の交差点			継続	H20 1月
17	信号機 (定周期式)	音更町木野大通西7丁目1番地先	国道241号と町道1009号の交差点			継続	H21 1月
18	信号機 (定周期式)	音更町字東和西4線	国道241号と8号(町道93号)の交差点			継続	H21 1月
19	信号機 (定周期式)	音更町雄飛が丘仲区1番地先	道道上土幌土幌音更線と町道5号の交差点			継続	H22 1月
20	信号機 (定周期式)	音更町字東和西4線64番地先	国道241号と町道92号の交差点			継続	H22 1月
21	信号機 (定周期式)	音更町字音更西2線23番地先	国道241号北バイパスと町道4号の交差点			継続	H22 1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年
22	信号機 (定周期式)	音更町字下士幌北5線東35番地先	町道下士幌北5線と町道東7号の交差点			継続	H23 1月
23	信号機 (定周期式)	音更町ひびき野西町1丁目7番地先	町道1102号と北2線道路の交差点			継続	H23 1月
24	信号機 (定周期式)	音更町雄飛が丘南区19番地先	道道上士幌士幌音更線(337号)と町道4号の交差点			継続	H23 1月
25	信号機 (定周期式)	音更町字音更西1線5番地先	道道上士幌士幌音更線(337号)と町道1号の交差点			継続	H25 1月
26	信号機 (定周期式)	音更町ひびき野東町1丁目6番地先	道道長流枝内木野停車場線と町道東4号【南宝来通】の交差点			継続	H28 1月
27	信号機 (定周期式)	音更町字万年基線35番地	道道熊牛音更線と6号の交差点			継続	H201 月
1	信号機 (押しボタン式)	音更町字音更西1線68番地先	道道音更新得線と音更11号【町道1-118号】の交差点			継続	H133 月
2	信号機 (押しボタン式)	音更町新通5丁目1番地先	国道241号と町道811号の交差点			継続	H14 3月
3	信号機 (押しボタン式)	音更町木野東通4丁目3番地先	町道木野東通			継続	H171 2月
4	信号機 (押しボタン式)	音更町中鈴蘭南4丁目7番地先	町道165号と町道176号のT字交差点			継続	H201 月
5	信号機 (押しボタン式)	音更町新通8丁目5番地先	音更東大通【町道1-200号】と町道2-121号のT字交差点			継続	H201 月
6	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北2線東51番地先	下士幌へき地保育所前の道道上士幌音更線316号			継続	H22 1月
7	信号機 (押しボタン式)	音更町共栄台東1丁目6番地先	共栄幹線と国見通【北5線】の交差点			継続	H22 1月
8	信号機 (押しボタン式)	音更町柳町仲区2番地先	町道2-439号と北8線【町道2-372号の交差点】			継続	H24 1月
9	信号機 (押しボタン式)	音更町駒場南2条通2番地先	道道上士幌士幌音更線と幹線の交差点(横断歩道設置と重複)			継続	H26 1月
10	信号機 (押しボタン式)	音更町緑陽台仲区2番地先	町道2-209号と町道621号の交点北側			継続	H26 1月
11	信号機 (押しボタン式)	音更町南鈴蘭南5丁目2番地先	道道337号線と町道1135号の交差点西側			継続	H26 1月
12	信号機 (押しボタン式)	音更町駒場南先	主要道音更新得線133号と道道上士幌士幌音更線337号の交差点			継続	H28 1月
13	信号機 (押しボタン式)	音更町ひびき野仲町1丁目9番地先	道道長流枝内木野停車場線			継続	H28 1月
14	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北5線44番地先	道道長流枝内木野停車場線と道道上士幌音更線の交差点			継続	H30 1月
15	信号機 (押しボタン式)	音更町字下士幌北2線東47番地先	道道帯広浦幌線と道道上士幌音更線の交差点			継続	H30 1月
16	信号機 (押しボタン式)	音更町北鈴蘭南1丁目3番地先	国見通と町道1050号の交差点			継続	H30 1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年
17	信号機 (押しボタン式)	音更町南鈴蘭北6丁目11番地先	公園通と町道1168号の交差点			継続	H30 1月
18	信号機 (押しボタン式)	音更町木野東通17丁目4番地先	北8線(町道2-372号)と町道1180号との交差点			継続	R元 5月
19	信号機 (押しボタン式)	音更町柳町南区3番地先	木野東大通(町道1-200号)と町道438号の交差点			継続	R元 10月
20	信号機 (押しボタン式)	音更町十勝川温泉南14丁目1番地先	道道帯広浦幌線(73号)と町道186号のT字交差点			継続	R元 11月
1	横断歩道	音更町柳町仲区16番地先	町道439号と町道466号の交差点			継続	H14 12月
2	横断歩道	音更町大通9丁目4番地先	道道音更新得線と町道121号の交差点			継続	H14 12月
3	横断歩道	音更町南鈴蘭北2丁目5番地先	町道北4線と町道538号の交差点			継続	H14 12月
4	横断歩道	音更町南鈴蘭北5丁目8番地先	町道北4線と町道308号の交差点			継続	H14 12月
5	横断歩道	音更町大通9丁目4番地先	町道120号線と町道121号の交差点			継続	H14 12月
6	横断歩道	音更町ひびき野仲町1丁目8番地先	町道東3号道路と町道701号【南宝来通】の交差点			継続	H15 2月
7	横断歩道	音更町ひびき野仲町1丁目6番地先	町道869号【宝来中央通】と町道701号【宝来南通】の交差点			継続	H15 2月
8	横断歩道	音更町ひびき野東町1丁目4番地先	町道東4号と町道701号【南宝来通】の交差点			継続	H15 2月
9	横断歩道	音更町ひびき野東町1丁目6番地先	道道長流枝内木野停車場線と町道東4号【南宝来通】の交差点			継続	H15 2月
10	横断歩道	音更町大通5丁目2番地先	道道音更新得線プロスパ6の北側交差点			継続	H14 3月
11	横断歩道	音更町中鈴蘭南4丁目8番地先	町道165号と町道429号の交差点			継続	H8 11月
12	横断歩道	音更町新通7丁目5番地先	桜が丘通と音更東大通の交差点			継続	H10 12月
13	横断歩道	音更町十勝川温泉南5丁目2番地先	道道帯広浦幌線と町道北1線の交差点			継続	H6 11月
14	横断歩道	音更町宝来東町北1丁目1番地先	道道帯広浦幌線と町道856号の交差点			継続	H16 12月
15	横断歩道	音更町木野大通西7丁目1番地先	町道木野市街西側第16号と町道南鈴蘭入口との交差点			継続	H17 12月
16	横断歩道	音更町中鈴蘭南1丁目3番地先	町道2-166号と町道179号のT字交差点			継続	H19 1月
17	横断歩道	音更町雄飛が丘南区1番地先	千畳通と桜が丘通(町道4号)の交差点			継続	H20 1月
18	横断歩道	音更町木野大通西2丁目3番地先	道道上士幌士幌音更線(337号)と町道47号の交差点			継続	H20 1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年
19	横断歩道	音更町北鈴蘭北4丁目3番地先及び北鈴蘭北4丁目2番地先	町道1052号と町道216号の交差点			継続	H20 1月
20	横断歩道	音更町北鈴蘭北2丁目1番地先	町道1050号と町道1055号のT字交差点			継続	H20 1月
21	横断歩道	音更町南鈴蘭北6丁目10番地先	公園通(北4線・町道198号)と町道198号の交差点			継続	H21 1月
22	横断歩道	音更町南鈴蘭北3丁目9番地先	公園通と町道537号のT字交差点			継続	H21 1月
23	横断歩道	音更町木野西通8丁目1番地先	鈴蘭通			継続	H21 1月
24	横断歩道	音更町南鈴蘭南3丁目4番地先	公園通と道々上士幌土幌音更線337号のT字交差点			継続	H24 1月
25	横断歩道	音更町東通12丁目4番地先	音更東大通【東2線】と花園通【町道3号】の交差点			継続	H25 1月
26	横断歩道	音更町宝来北2条3丁目1番地先	翠柳大橋南側の宝来西通の変則交差点			継続	H25 1月
27	横断歩道	音更町宝来北2条4丁目7番地先	道道帯広浦幌線(73号)と木野西通の変則交差点			継続	H25 1月
28	横断歩道	音更町木野西通16丁目2番地先	共栄中学校生徒通門前 緑陽通【北7線】			継続	H27 1月
29	横断歩道	音更町木野西通11丁目10番地先	国見通と町道1-42号の交差点南側			継続	H28 1月
30	横断歩道	音更町木野西通17丁目1番地先	共栄コミュニティセンター東側			継続	H28 1月
31	横断歩道	音更町宝来西町南2丁目18番地先	町道と道道長流枝内木野停車場線の合流地点			継続	H30 1月
32	横断歩道	音更町ひびき野西町1丁目7番地先	町道と道道長流枝内木野停車場線の合流地点			継続	H30 1月
33	横断歩道	音更町字西中音更北14線8番地先	道道東瓜幕芽室線と道道笹川土幌線の交差点西側			継続	H31 1月
34	横断歩道	音更町字東土狩西7線44番地先	道道川西芽室音更線と町道1-510号との交差点			継続	H31 1月
35	横断歩道	音更町宝来仲町北1丁目2番地1先	道道帯広浦幌線と町道846号・346号との交差点			継続	R元 8月
1	速度規制	音更町木野大通東14丁目1番地先～木野大通東14丁目4番地先	町道北6線と町道121号の6線(国道241号～木野東大通【東2線】間)	550	50km/h	継続	H15 12月
2	速度規制	音更町北鈴蘭北5丁目5番地先～中鈴蘭南6丁目3番地先	鈴蘭新通(西3号)北6線～北4線間	1,100	40km/h	継続	H14 3月
3	速度規制	音更町ひびき野仲町1丁目1番地先～ひびき野東町1丁目10番地先	町道869号～町道701号	250	40km/h	継続	H15 2月
4	速度規制	音更町共栄台東11丁目4番地先～共栄台東11丁目5番地先	町道260号～共栄幹線	330	40km/h	継続	H15 2月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年月
5	速度規制	音更町字下音更北5線13番地先～字下音更北5線18番地先北5線道路	北5線（西3号～西4号間）	545	40km/h	継続	H14 3月
6	速度規制	音更町木野大通西18丁目2番地先～木野大通西19丁目10番地先	町道313号・北8線～北9線間	550	40km/h	継続	H12 1月
7	速度規制	音更町新通9丁目2～4番地先	国道241号～音更東大通間	270	40km/h	継続	H8 11月
8	速度規制	音更町緑陽台南区32番地先～共栄台西13丁目1番地先	町道西2号・北7線～北6線間、道832号・北6線～共栄幹線間	1,150	50km/h	継続	H8 11月
9	速度規制	音更町木野西通11丁目10番地先～木野大通西5丁目1番地先	基線(北4線)～神田橋～町道370号～国道241号間	900	40km/h	継続	H8 11月
10	速度規制	音更町雄飛が丘仲区1番地先～南区3番地先	町道音更5号～千畳通【町道音更3号】	1,100	40km/h	継続	H7 11月
11	速度規制	音更町大通1丁目1番地先～9丁目1番地先～新通1丁目7番地先	町道鉄道公園通	920	40km/h	継続	H8 11月
12	速度規制	音更町新通7丁目3～5番地先	町道音更4号【国道241号～音更東大通間】	200	40km/h	継続	H8 11月
13	速度規制	音更町雄飛が丘南区2番地先～大通9丁目4番地先	町道121号・基線～道道音更新得線	270	40km/h	継続	H8 11月
14	速度規制	音更町字下土幌北5線東43番地先～33番地先	町道北5線	1,100	50km/h	継続	H16 12月
15	速度規制	音更町字然別北8線西45番地先	町道北8線、旧然別小学校前	400	30→ 60km/h	継続	H16 12月
16	速度規制	音更町駒場東～字東音更幹西1線先	町道1号	1,580	40→ 60km/h	継続	H16 12月
17	速度規制	音更町雄飛が丘北区1番地先	町道5号	75	40km/h	継続	H16 12月
18	速度規制	音更町雄飛が丘北区1番地先～柏寿台2番地先	町道5号	140	40km/h	継続	H16 12月
19	速度規制	音更町雄飛が丘仲区1番地先	町道4号	250	40km/h	継続	H16 12月
20	速度規制	音更町大通6丁目2番地先～新通6丁目8番地先	町道4号	310	40km/h	継続	H16 12月
21	速度規制	音更町十勝川温泉南15丁目1番地先～北19丁目1番地先	道道帯広浦幌線73号	530	40km/h	継続	H16 12月
22	速度規制	音更町字万年基線～上然別西2線89番地先	町道基線	2,200	40→ 50km/h	継続	H16 12月
23	速度規制	音更町木野大通西9丁目1番地先～10丁目2番地先	町道735号、町道736号	360	30km/h	継続	H19 1月
24	速度規制	音更町ひびき野西町1丁目1番地先～ひびき野東町1丁目6番地先	町道1104号、1067号、1075号	720	40km/h	継続	H20 1月
25	速度規制	音更町字下土幌北2線東49番地先～東56番地先	道道帯広浦幌線（73号）	600	40km/h	継続	H21 1月
26	速度規制	音更町北鈴蘭北2丁目3番地先～北鈴蘭南2丁目1番地先	町道1050号	560	40km/h	継続	H21 1月

番号	要望事項	場所	路線	長さ(m)	要望内容	区分	提出年
27	速度規制	音更町駒場並木	十勝牧場内白樺並木通	1,380	30km/h	継続	H22 1月
28	速度規制	音更町東通10丁目1番地先～11丁目1番地先	町道1196号	360	30km/h	継続	H24 1月
29	速度規制	音更町大通15丁目1番地先	町道東1号	540	40km/h	継続	H25 1月
1	駐車禁止	音更町木野大通西16丁目1番地先～西17丁目1番地先	町道1002号・北7線～北8線間	550	両側	継続	H6 11月
2	駐車禁止	音更町宝来西町南1丁目1番地先～宝来西町南2丁目15番地先	宝来西通(東3号)北3線～北2線道路	550	両側	継続	H13 3月
3	駐車禁止	音更町柳町仲区16番地69先～柳町仲区16番地84先	北8線の木野東大通から町道2-439の間	180	両側	継続	H30 1月
1	はみ出し禁止	音更町字東士狩西7線32番地先～字東士狩西6線69番地先	道道川西芽室音更線	3,300		継続	H10 12月
2	はみ出し禁止	音更町字下土幌北5線東43番地先～33番地先	町道北5線	1,100		継続	H16 12月
	一時停止	字下音更北8線西14番地先ほか		全143箇所			
		◎新規		3箇所			
		□継続		140箇所			
	その他	北鈴蘭南1丁目3番地先ほか		全10箇所			
		◎新規		0箇所			
		□継続		10箇所			
	全要望合計			全269箇所			
		◎新規		3箇所			
		□継続		266箇所			

報告第3号 令和4年度音更町交通安全対策事業予算について

単位：千円

区分	内容	本年度 予算額	前年度 予算額	比較
1 安全対策		1,106	1,106	0
(1) 交通安全旗の購入	500枚	237	237	0
(2) 注意看板設置	「交差点注意」等 50枚	869	869	0
2 幼児・新入学児童安全対策		425	425	0
(1) ランドセルカバー	新入学児童	131	138	▲ 7
(2) 幼児交通安全教材	クレヨン、交通安全自由帳ほか	294	287	7
3 団体等に対する補助・負担金		1,295	1,295	0
(1) 交通安全協会	事業運営補助	1,170	1,170	0
(2) 道交通安全運動推進委員会等	負担金	125	125	0
4 交通安全指導員活動費用		18,287	18,311	▲ 24
	交通安全指導員（48名）児童交通安全指導員（17名）交通安全推進員（1名）	18,287	18,311	▲ 24
5 街路灯設置及び維持管理費等		51,128	50,424	704
(1) 電気料	街路灯、防犯灯 約3,550基	33,000	33,000	0
(2) 街路灯修繕等	ランプ取替等	2,605	2,605	0
(3) 街路灯腐食調査	100基	547	616	▲ 69
(4) 防犯灯新設工事	11灯	566	566	0
(5) 街路灯更新設計・工事	5基	7,801	7,306	495
(6) 街路灯塗装工事	6基	620	620	0
(7) 街路灯撤去工事ほか	5基	1,439	1,161	278
(8) 町内会防犯灯維持費交付金	町内会が負担する電気料に対する補助	4,550	4,550	0
合計		72,241	71,561	680

令和 4 年音更町交通安全運動推進方針

令和 3 年における本町の交通安全運動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年通りの活動は実施できませんでしたが、帯広警察署、音更町交通安全協会ほか多くの機関・団体の協力を得て、年間 5 回の期別運動を中心に啓発活動の推進を図りました。

また、幼児・小学生を対象に交通安全教室の開催や危険交差点などに対する注意看板設置などの交通事故防止対策を継続して実施しました。

令和 3 年中における本町の交通事故は、発生件数 5 2 件（前年比 2 件の減）、死者数 2 人（前年比 2 人の増）、傷者数 6 2 人（前年比 3 人の増）と、死者数、傷者数が前年より増加しています。

また、本町では、昨年 1 月 2 9 日、8 月 8 日に死亡事故が発生しており、いまだに悲惨な交通事故が多いことから、交通ルールやマナーの遵守についての呼びかけなどを強化してまいります。

「交通事故のない社会の実現」が、交通安全運動の究極的な目標です。

その目標は一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の根絶に向け、より一層町民が交通安全に関する各種活動に積極的に参加し、協働していくことが必要です。

本町では、町民の移動や輸送の手段には自動車をはじめとする道路交通に依存しており、加えて、大型店の集積や道の駅「おとふけ」の移転開業など、町内を通過する車両の増加が予想され、更なる交通事故の多発が危惧されることから、令和 4 年についても継続した交通安全対策を実施してまいります。

以上のことから、令和 4 年音更町交通安全運動推進方針は、「交通死亡事故の抑止」を最重要目標とし、「ストップ・ザ・交通事故～めざせ 安全で安心な北海道～」とする年間スローガンの下、交通安全運動を町民の皆さんや関係機関・団体と連携しながら推進してまいります。

1 令和4年の重点目標

- (1) 交通死亡事故死ゼロ日数の更なる継続を第一目標とする
- (2) ①「飲酒運転の根絶」
 - ②「スピードダウン」
 - ③「シートベルト全席着用」
 - ④「自転車安全利用」を重点とした交通安全運動の展開
- (3) 住民参加の交通安全活動の推進

2 具体的に展開する内容

- (1) 交通安全広報車などによる啓発及び関係機関・団体（北海道警察・音更町交通安全協会など）と連携したパトロール活動
- (2) 信号機及び規制標識などの公安委員会への設置要望
- (3) 交通安全教室の実施及び高齢者の安全運転講習会への参加奨励
- (4) 歩行者の夜光反射材着用と自転車運転者のライト早め点灯の奨励
- (5) 北海道自転車条例によるヘルメット着用と損害賠償保険などへの加入促進
- (6) 町広報紙、ホームページ及び新聞などによる広報活動
- (7) 旗波街頭啓発や交通安全資材の配布によるスピードダウン、全席シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用・使用の促進と飲酒運転の根絶
- (8) 老人クラブ交通安全推進員活動の支援
- (9) 関係団体と協力したパトライト作戦の実施

令和4年音更町交通安全運動実施計画

重 点 目 標	交通死亡事故の抑止					
年 間 ス ロ ー ガ ン	ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～					
通 年 運 動	飲酒運転の根絶	・飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない・させない・許さない」という規範意識の醸成と「そして見逃さない」という視点をもって広報啓発活動を推進する。				
	スピードダウン	・速度の出し過ぎによる危険性の周知、思いやり・ゆずり合いの心を持った運転意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進する。				
	シートベルト全席着用	・シートベルト・チャイルドシートの全席着用の徹底を図るため、広報啓発活動を推進する。				
	自転車安全利用	・交通ルールの遵守と交通マナー向上に向けた広報啓発活動を推進する。 ・乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入に向けた広報啓発活動を推進する。				
	安全意識の向上	・年齢を問わず、歩行者・自転車利用者等を対象に広報啓発等を行い、夜光反射材の着用・定着を図る。 ・デイ・ライト運動や早めの点灯を呼びかけるほか、夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発活動を推進する。 ・「ながら運転」や「あおり運転」の危険性を周知する広報啓発活動を推進する。				
	交通安全の日	・道民交通安全の日(毎月15日) ・町民交通安全の日(毎月1日、10日、15日)				
期 別 運 動	運 動 名	春の全国交通安全運動	行楽期の交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実 施 期 間	4/6(水)～15(金)	6/1(水)～10(金)	7/13(水)～22(金)	9/21(水)～30(金)	11/13(日)～22(火)
	期別運動の重点	○外出の機会が増える子どもや活動期に入る自転車利用者の交通事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・子供と高齢者の交通事故防止 ・自転車の安全利用の啓発 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○行楽等に伴う交通事故抑止 ○飛び出しなど子供や高齢者の交通事故防止 ○スピードの出し過ぎ防止	○観光や夏型レジャー等に伴う事故防止や飲酒運転根絶をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・居眠り運転事故の防止 ・二輪車・自転車の交通事故防止 ・子供と高齢者の交通事故防止 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○日没時間が早まることによる夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・夕暮れ時の早め点灯の強化によるデイ・ライトの推進 ・高齢者の交通事故防止 ・シートベルト・チャイルドシートの全席着用	○凍結路面でのスリップ事故防止や年末に増加する飲酒運転根絶をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・高齢者の交通事故防止 ・夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車の交通事故防止 ・交差点の交通事故防止
	全道統一行動日	4/6(水)セーフティコール		7/13(水)セーフティコール	9/21(水)セーフティコール	11/11(金)セーフティコール
地 域 ・ 職 域 運 動	・交通事故死ストップ十勝百日作戦 9/1(木)～11/30(水)					
交 通 安 全 の 日 運 動	・新入学(園)期の交通安全期間(4/8～4/28)、交通事故死ゼロを目指す日(4/10、9/30)、無事故の日(6/25)、飲酒運転根絶の日(7/13)、バイクの日(8/19)、自転車安全日(毎月第1及び第3金曜日)					
特 別 対 策	・交通死亡事故などの発生状況を踏まえ、地域の実態に応じた広報啓発・街頭指導等の緊急対策を実践する。					

音更町附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町交通安全運動推進委員会	交通安全の推進に関する事項について、審議を行うこと。	10人以内	2年

備考 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

音更町交通安全運動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第 号)第4条の規定に基づき、音更町交通安全運動推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、町民生活部環境生活課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。